

令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の積極的なまちづくりへの参画の促進と、地域活動の担い手増加を図るため、市民活動団体が自ら企画立案し、地域振興や地域の人材づくりのために実施する事業に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民活動の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市内に主たる事務所を置く営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行う団体（地域コミュニティ又は政治、宗教、選挙活動等を目的とする団体を除く。）をいう。
- (2) 地域コミュニティ 住民が生活している地域（消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能及び祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域）及び当該地域住民の集団をいう。
- (3) 市民活動の活性化 市民活動の担い手の増加、多様な団体との連携・協働、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が自ら企画立案し、地域課題の解決を図るための公益的な市民活動を活性化する取組として主に市内で実施する事業とする。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 市内で活動が行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を定めていること。
- (4) 市税に未納の額がないこと又は次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。
 - イ 前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。
 - ウ イの場合において、分割納付の履行を怠ったことがないこと。
- (5) 補助対象事業につき、国、県、市、その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（補助対象事業以外の事業に係る経費と区分できない経費を除く。）とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費（国外旅費を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 委託料（コンサルタント等への委託料を除く。ただし、部分的な委託であって、補助対象団体が主体的に事業に携わると認められる場合は、この限りでない。）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他事業を行う上で市長が必要と認める経費

2 前項の補助対象経費に、共催団体等からの負担金、寄附金及び協賛金並びに参加料及びその他の収入（以下「特定財源」という。）が充当される場合は、当該特定財源の額を補助対象経費の額から差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2又は300,000円のいずれか低い額以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 構成員名簿及び役員名簿
- (6) 団体の活動内容が分かる資料
- (7) 市税の納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1年度1団体当たり1事業のみとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した場合にあっては令和7年度青

森市市民活動活性化事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

- 3 同一の補助対象団体が同一の補助対象事業を行う場合において、市から本補助金又は本補助金と同様の補助金（以下「本補助金等」という。）の交付は、3 回を限度とする。

（申請の取下げの期日）

第 9 条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年青森市規則第 62 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日とする。

（事業の変更及び廃止の申請）

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）又は廃止しようとするときは、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金変更等承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第 9 号）
- （2） 収支決算書（様式第 10 号）
- （3） 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- （4） 写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の 2 分の 1 を限度として交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金請求書（様式第 12 号）（同項ただし書の規定により概算払による補

助金の交付を受けようとする場合には、概算払による理由書及び請求金額の内訳を証する書類を含む。)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の着手)

第14条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助事業に着手するときは、令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付決定前着手届(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱に基づく申請書類等に虚偽の記載をし、その他不正の行為があると認められるとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき。
- (4) 市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- (5) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

年 月 日

青森市長

様

(申請者)

団 体 名

団 体 住 所

代表者職氏名

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金交付申請書

令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	金 円			
2 交付申請事業名				
3 上記 2 の交付申請事業について、本補助金の交付を受けた実績の有無(いずれかに○、「あり」の場合はその回数を記入)	あり	補助を受けた回数：	回	なし
4 添付書類	(1) 事業計画書(様式第 2 号) (2) 収支予算書(様式第 3 号) (3) 団体概要書(様式第 4 号) (4) 定款、規約、会則等 (5) 構成員名簿及び役員名簿 (6) 団体の活動内容がわかる資料 (7) 市税の納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書 (8) その他市長が必要と認める書類			

事業計画書（1/3）

事業名	
団体名	
事業実施場所	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業対象者及び 参加予定人数	(人)
連携する団体	
事業に従事する 人数	会員 人 ・ 会員以外 人
事業の目的・特長	
事業が必要である 現状についての説明 (背景・課題・市民 ニーズ等を踏まえる。)	

事業計画書（2/3）

事業実施により期待される効果（事業を行うことで目指す状況）	
事業の内容 ・実施方法 ・実施体制 ・周知方法 等を具体的に記入	

事業計画書（3/3）

市民活動や地域活動の担い手の増加・育成につながる点		
実施スケジュール	日程	実施内容

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

科 目		予算額	積算内訳
市民活動活性化事業補助金 (A)			
特定財源	負担金（共催団体等から）		
	寄附金・協賛金		
	参加料・その他の収入		
	特定財源 計 (B)		
自己財源（会費等） (C)			
収入合計 (D = A + B + C)			

2 支出

(単位：円)

区分	科 目		予算額	積算内訳
補助対象経費	謝金			
	旅費			
	印刷製本費			
	通信運搬費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	その他の経費			
	内 訳			
補助対象経費 計 (a)				
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計 (b)			
支出合計 (c = a + b)				

※収入合計（D）と支出合計（c）は一致すること。

3 補助対象経費及び交付申請額算定

(単位：円)

科 目		予算額	備 考
① 補助対象経費（a） （控除前）			「2 支出」の（a）の金額
② 特定財源（B）			「1 収入」の（B）の金額
③ 補助対象外経費（b）に 充当する特定財源			②のうち、「2 支出」の補助対象 外経費（b）に充当する額
内 訳			
④ 補助対象経費（a）に充 当される特定財源			②－③
⑤ 補助対象経費 （控除後）			①－④

4 交付申請額

3 の ⑤ の 額 × 2/3 又は 300,000 円のいずれか低い 額（1,000 円未満の端数切り 捨て）	交付申請額

団 体 概 要 書

団体名			
事務所の所在地・ 連絡先	〒 電話 E-mail FAX		
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
主な活動内容			
主な活動場所			
団体構成	構成員数	人	役員数 人
活動の経緯・実績			
青森市市民活動活性化事業補助金の 交付状況	過年度における青森市市民活動活性化事業補助金の交付状況（年度順に全て記入してください。）		
	年度	事業名	交付額（円）
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長

印

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金について、
次のとおり決定したので、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の
規定により通知します。

記

1 交付申請事業名

2 交付決定額

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 印

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金について、
下記の理由により交付しないことに決定したので、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金
交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付申請事業名

2 不交付の理由

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

団 体 住 所

代表者職氏名

令和7年度 青森市市民活動活性化事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請事業名

2 変更（廃止）理由

3 補助金交付申請額

変 更 前	円
変 更 後	円

4 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

団 体 住 所

代表者職氏名

令和7年度 青森市市民活動活性化事業補助金実績報告書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金について、補助事業が完了したので、令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書（様式第9号）
- 2 収支決算書（様式第10号）
- 3 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- 4 写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料
- 5 その他市長が必要と認める書類

事業報告書（1/3）

事業名	
団体名	
事業実施場所	
事業対象者 及び参加人数	(人)
事業に従事した 人数	会員 人 ・ 会員以外 人
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施内容	

事業報告書（2／3）

連携した団体 とその役割				
事業実施 スケジュール	日 程	実 施 内 容	参加 者数	従事 者数

※写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料を添付してください。

事業報告書（3/3）

事業実施により 得られた効果	
市民活動や地域 活動の担い手の 増加・育成につ ながったこと	
事業についての 振返り、次年度 以降の事業の展 開、事業の今後 の見通し	

収 支 決 算 書

1 収入

(単位：円)

科 目		予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (ア－イ)	決算額内訳
市民活動活性化事業補助金 (A)					
特定財源	負担金(共催団体等から)				
	寄附金・協賛金				
	参加料・その他の収入				
	特定財源 計 (B)				
自己財源(会費等) (C)					
収入合計 (D = A + B + C)					

2 支出

(単位：円)

区分	科 目		予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (ア－イ)	決算額内訳
補助対象経費	謝金					別表に記載
	旅費					
	印刷製本費					
	通信運搬費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	その他の経費					
	内 訳					
補助対象経費 計 (a)						
補助対象外経費						別表に記載
	補助対象外経費 計 (b)					
支出合計 (c = a + b)						

※収入合計 (D) と支出合計 (c) は一致すること。

3 補助対象経費及び補助金額算定

(単位：円)

科 目		予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (ア－イ)	備 考
① 補助対象経費 (a) (控除前)					「2 支出」の (a) の金額
② 特定財源 (B)					「1 収入」の (B) の金額
③ 補助対象外経費 (b) に充当する特定財源					②のうち、「2 支出」 の 補 助 対 象 外 経 費 (b) に充当する額
内 訳					
④ 補助対象経費 (a) に充当される特定財 源					②－③
⑤ 補助対象経費 (控除後)					①－④

4 補助金額

3 の⑤の決算額×2/3 又は 交付決定額のいずれか低い 額 (1,000 円未満の端数切り 捨て)	予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (ア－イ)

《様式第 10 号別表》

区分	科 目		決算額（イ）	決算額内訳
補助対象経費	謝金			
	旅費			
	印刷製本費			
	通信運搬費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	その他の経費			
	内 訳			
補助対象経費 計 （ a ）				
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計 （ b ）			
支出合計 （ c = a + b ）				

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長

印

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のあった令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、令和 7 年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1 交付申請事業名

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付確定額 円

4 補助金交付済額 円

5 補助金返納額 円

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金請求書

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

団 体 住 所

代表者職氏名

印

請 求 額 円

記

上記の金額を請求します。

なお、補助金については、次の口座に振り込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

団 体 住 所

代表者職氏名

令和7年度 青森市市民活動活性化事業補助金交付決定前着手届

令和7年度青森市市民活動活性化事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記事業について交付決定前に着手するので届け出します。

記

1 交付申請事業名

2 事業実施期間

3 事前着手の理由

青森市使用欄

受付